

○大分県警察の組織に関する訓令

〔平成6年4月1日〕
大分県警察本部訓令甲第8号

改正 平成6年11月1日警察本部訓令甲第15号 平成7年4月1日警察本部訓令甲第5号
平成8年3月30日警察本部訓令甲第4号 平成9年3月27日警察本部訓令甲第1号
平成10年3月26日警察本部訓令甲第4号 平成11年3月9日警察本部訓令甲第2号
平成11年7月1日警察本部訓令甲第6号 平成12年1月25日警察本部訓令甲第1号
平成12年5月1日警察本部訓令甲第9号 平成12年6月30日警察本部訓令甲第16号
平成13年3月26日警察本部訓令甲第5号 平成14年3月6日警察本部訓令甲第4号
平成14年7月1日警察本部訓令甲第19号 平成15年3月11日警察本部訓令甲第3号
平成15年9月1日警察本部訓令甲第18号 平成15年12月1日警察本部訓令甲第23号
平成16年3月26日警察本部訓令甲第3号 平成16年7月30日警察本部訓令甲第22号
平成16年10月1日警察本部訓令甲第23号 平成17年3月28日警察本部訓令甲第1号
平成17年7月1日警察本部訓令甲第18号 平成17年9月26日警察本部訓令甲第22号
平成18年3月24日警察本部訓令甲第5号 平成18年3月31日警察本部訓令甲第12号
平成19年3月9日警察本部訓令 第8号 平成19年3月30日警察本部訓令 第12号
平成19年6月1日警察本部訓令 第26号 平成19年12月28日警察本部訓令 第35号
平成20年3月25日警察本部訓令 第5号 平成20年10月31日警察本部訓令 第19号
平成21年3月25日警察本部訓令 第6号 平成22年3月24日警察本部訓令 第3号
平成23年3月14日警察本部訓令 第1号 平成24年3月28日警察本部訓令 第2号
平成25年3月26日警察本部訓令 第2号 平成26年3月27日警察本部訓令 第3号
平成27年3月2日警察本部訓令 第4号 平成28年3月22日警察本部訓令 第4号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

(趣旨)

第1条 この訓令は、大分県警察の組織に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第64条の規定に基づき、大分県警察の組織に関し規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(室及び附置機関以外の室等)

第2条 規則第3条第2項及び第3項に定める室、隊、所、センター及び場のほか、次の表の左欄に掲げる課に、右欄に掲げる室及びセンターを置く。

課 名	室 及 び セ ン タ ー 名
広 報 課	総合相談室
厚 生 課	職員健康管理室
情 報 管 理 課	照会センター
少 年 課	大分っ子フレンドリーサポートセンター

	本部サポートセンター
	県北サポートセンター
	県西サポートセンター
交通企画課	高齢者交通安全対策センター

2 前項に定める大分っ子フレンドリーサポートセンターの本部サポートセンターを少年課内に、県北サポートセンターを中津警察署内に、県西サポートセンターを日田警察署内に置く。

(犯罪被害者支援部会)

第2条の2 前条に定めるもののほか、警察本部に犯罪被害者支援部会を置く。

(係等の名称及び分掌事務)

第3条 規則第3条第4項の規定により課等に置く係、班又は担当の名称は、次の表のとおりとする。

課等の名称	係、班又は担当の名称
総務課	管理係、総務係
公安委員会補佐室	公安委員会補佐係
取調べ監督室	取調べ監督係
広報課	管理係、広報係、広聴係、警察安全相談係、文書係
音楽隊	音楽係
情報室	情報係
犯罪被害者支援室	犯罪被害者支援係
会計課	管理係、予算係、用度・管財係
会計監査室	監査係、出納係、指導係
施設管理室	営繕・施設係
警務課	管理係、企画係、女性職員支援係、法制係、人事係、採用係、給与係、装備係、通信係、車両係
教養課	管理係、職場・学校教養係、機関誌・資料係、術科教養係
厚生課	管理係、厚生係、健康管理係
共済・年金対策室	共済・年金対策係
監察課	管理係、監察係、表彰係
訟務室	訟務係
留置管理課	管理係、企画・指導係、護送係、留置管理係
情報管理課	管理係、資料伝送係、運用・開発係、企画・指導係、照会係
生活安全企画課	管理係、企画係、指導係、保護係
安全・安心まちづくり推進室	安全・安心まちづくり推進係
許可等事務管理室	警備業・探偵業係、営業係、保安係、支援・指導係
ストーカー・DV等総合対策室	ストーカー・DV等総合対策係、子供・女性を守る特別対策班、犯罪被害者支援係
地域課	管理係、地域企画係、犯罪被害者支援係

地域指導室	地域指導係、職務質問指導班、雑踏警備・山岳・水難係
航空隊	管理係、航空係、整備係
鉄道警察隊	警ら班
通信指令室	管理係、企画係、指令係、受理係
少年課	管理係、企画・指導係、少年事件特捜班、サポートセンター係、犯罪被害者支援係
生活環境課	管理係、企画・指導係、犯罪被害者支援係、生活環境事件特捜班
サイバー犯罪対策室	サイバーセキュリティ係、サイバー犯罪特捜班
刑事企画課	管理係、企画係、指導係、犯罪統計係、手配・共助係、公判対応係、犯罪被害者支援係
捜査支援室	情報分析係、技術支援係
刑事研修所	研修係
捜査第一課	管理係、盗犯・手口係、強行犯係、火災専門捜査係、科学捜査第一係、科学捜査第二係、犯罪被害者支援係、特殊犯特捜班、強行犯特捜班、盗犯特捜班
機動捜査隊	中央班、県北班、広域機動捜査班
検視官室	検視係
捜査第二課	管理係、企画・指導係、犯罪被害者支援係、知能犯係、選挙係、特殊詐欺係、告訴・告発特捜班、企業・経済犯罪特捜班、知能犯特捜班、特殊詐欺特捜班
組織犯罪対策課	管理係、企画・指導係、暴力団対策係、暴力団排除係、犯罪被害者支援係、薬物・銃器・組織犯罪対策係、組織犯罪対策係、犯罪収益解明係、組織犯罪特捜班、国際専門捜査係
鑑識課	管理係、企画・指導係、現場検証係、足こん跡係、現場指紋係、指紋係、写真係、機動鑑識班
科学捜査研究所	管理係、法医担当、工学担当、化学担当、文書・心理担当、プロファイリング担当
交通企画課	管理係、企画係、安全係、高齢者対策係、分析係
交通指導課	管理係、指導取締係、交通事故捜査・鑑識係、犯罪被害者支援係、駐車対策係、暴走族対策係、交通事件特捜班
交通反則通告センター	反則金不納付事件係
交通規制課	管理係、規制総務係、交通規制係、規制管理係
交通管制センター	施設係、管制・施設係
運転免許課	管理係、免許係、行政処分係、講習係
運転免許試験場	試験係、教習所指導係
交通機動隊	管理係、企画・事件係、機動取締班
高速道路交通警察隊	管理係、総務係、高速道路交通班、犯罪被害者支援係
警備第一課	管理係、企画係、情報係、資料係、事件係、銃器特捜班、犯罪被

	害者支援係
外事・国際テロリズム対策室	外事係、国際テロリズム対策係
警備第二課	管理係、企画係、警衛・警護係、実施係、災害係
機動隊	管理係、総務係

2 前項に定める係、班及び担当の分掌事務は、別に定める。

(参事官等)

第4条 規則第5条に定める職のうち、参事官等の職を置く組織、職種（警察官にあっては、その階級）及び職務は、次の表のとおりとする。

職	組織	職種	職務
参事官	警務部 生活安全部	警視	(1) 重要施策に関すること。 (2) 警察運営に係る企画及び重要課題に関すること。 (3) 警察予算の編成及び警察施設の整備に関すること。 (4) サイバーセキュリティに係る警務部及び生活安全部の調整に関すること。
参事官	生活安全部 刑事部	警視	(1) 生活安全部の運営に関する企画及び重要課題に関すること。 (2) 地域警察に関すること。 (3) ストーカー・DV等総合対策に係る生活安全部及び刑事部の調整に関すること。 (4) 生活安全部の所掌に係る特異重要事件に関すること。 (5) サイバーセキュリティに係る企画及び調整に関すること。
参事官	刑事部 生活安全部 警備部	警視	(1) 刑事部の運営に関する企画及び重要課題に関すること。 (2) 組織犯罪対策課の所掌に係る犯罪の取締りに関すること。 (3) (2)の捜査に係る生活安全部、刑事部及び警備部の調整に関すること。 (4) 振り込め詐欺等抑止対策に係る刑事部及び生活安全部の調整に関すること。 (5) 刑事部の所掌に係る特異重要事件に関すること。
参事官	交通部	警視	(1) 交通部の運営に関する企画及び重要課題に関すること。 (2) 交通部の所掌に係る特異重要事件に関すること。

参事官	警備部 生活安全部	警視	(1) 警備部の運営に関する企画及び重要課題に関すること。 (2) 重要な警衛及び警備に関すること。 (3) 大規模警備実施に関すること。 (4) 突発重大事案に関すること。 (5) 警備部の所掌に係る特異重要事件に関すること。 (6) サイバーセキュリティに係る警備部及び生活安全部の調整に関すること。
参事監	警務部	事務職員	会計課、厚生課及び情報管理課の分掌事務のうち重要事項に関すること。
総務調査官	総務課	警視	(1) 本部長の秘書に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
留置管理指導官	留置管理課	警部	(1) 留置管理業務に関する調査、研究、企画及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
生活安全事件捜査指導官	生活安全企画課	警視	(1) 生活安全部の所掌に係る事件に係る捜査技術及び捜査関係法令の研究及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
地域指導官	地域課	警視及び警部	(1) 地域警察その他の警らに関する調査、研究、企画及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
少年事件指導官	少年課	警部	(1) 少年事件に係る捜査・調査技術及び関係法令の研究及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
生活環境事件捜査指導官	生活環境課	警視	(1) 生活経済事件、環境関係事件及び風俗関係事件に係る捜査技術及び捜査関係法令の研究及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
刑事指導官	刑事企画課	警視	(1) 刑事事件に係る捜査技術及び捜査関係法令の研究及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。

知能犯事件捜査指導官	捜査第二課	警 視	(1) 知能犯事件に係る捜査技術及び捜査関係法令の研究及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
組織犯罪事件捜査指導官	組織犯罪対策課	警 視	(1) 組織犯罪事件に係る捜査技術及び捜査関係法令の研究及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
鑑 識 指 導 官	鑑 識 課	警 部	(1) 現場鑑識に係る技術の研究及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
鑑 定 指 導 官	科学捜査研究所	技術職員	(1) 鑑定に係る指導教養及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
交 通 指 導 官	交通指導課	警 視	(1) 交通事故事件に係る捜査技術及び捜査関係法令の研究及び指導に関すること。 (2) 交通の指導及び取締り管理に関すること。 (3) その他上司の命を受けた事務に関すること。
講 習 指 導 官	運転免許課	警 視	(1) 運転免許に係る講習の実施に関する調査、研究、企画及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
警備事件捜査指導官	警備第一課	警 部	(1) 警備事件に係る捜査技術及び捜査関係法令の研究及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
参 事	会 計 課	事務職員	(1) 予算、決算及び会計に関すること。 (2) 財産及び物品の取得、管理及び処分に関すること。 (3) その他上司の命を受けた事務に関すること。
参 事	警 務 課	事務職員	(1) 警務部の所掌に係る施策の企画及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
参 事	情報管理課 サイバー犯	技術職員	(1) 電子計算組織の企画、運用及び指導に関すること。

	罪対策室 捜査支援室		(2) 犯罪の取締りのための情報通信の技術に係る支援に関すること。 (3) 電磁的記録の解析に関すること。 (4) その他上司の命を受けた事務に関すること。
参事	生活安全企画課	事務職員	(1) 生活安全部の所掌に係る施策の企画及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
参事	刑事企画課	事務職員	(1) 刑事部の所掌に係る施策の企画及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
参事	交通企画課	事務職員	(1) 交通部の所掌に係る施策の企画及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
参事	交通規制課	技術職員	(1) 道路の整備に伴う道路管理者等との調整に関すること。 (2) 信号機等の設置、運用及び管理に関すること。 (3) その他上司の命を受けた事務に関すること。
参事	運転免許課	事務職員	(1) 運転免許センターの施設管理及び運営に関すること。 (2) 運転免許に係る契約に関すること。 (3) その他上司の命を受けた事務に関すること。
広報官	広報課	警視	(1) 広報及び広聴に関すること。 (2) 警察安全相談に関すること。 (3) その他上司の命を受けた事務に関すること。
組織管理監	警務課	警視	(1) 重要施策及び重要課題の企画に関すること。 (2) 組織及び定員の管理に関すること。 (3) 警察施設及び警察予算に係る重要施策に関すること。
主席師範	教養課	事務職員	(1) 術科教養の企画、指導及び推進に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。

			と。
監 察 官	監 察 課	警視及び 警部並び に事務職 員	(1) 監察に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関する こと。
広 域 捜 査 官	捜査第一課	警 視	(1) 広域事件の分析、検討、調整及び指導に関 すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関するこ と。
組織窃盗対策官	捜査第一課	警 視	(1) 組織窃盗事件の分析、検討、調整及び指導 に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関するこ と。
犯罪被害者支援 官	捜査第一課	警 視	(1) 犯罪の捜査活動における被害者対策の企 画、調査及び実施に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関するこ と。
検 視 官	捜査第一課	警視及び 警部	(1) 死体の検視、検証及び解剖に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関するこ と。
交 通 管 理 官	交通企画課	警 視	(1) 交通安全の総合対策に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関するこ と。
交通事故分析官	交通企画課	警 視	(1) 交通事故の調査及び分析に関すること。 (2) 総合的な交通事故抑止対策の立案に関す ること。 (3) その他上司の命を受けた事務に関するこ と。
被害者連絡調整 官	交通指導課	警 視	(1) 交通事故被害者等に係る被害者支援の総括 及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関するこ と。
聴 聞 官	運転免許課	警 視	(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号） の規定に基づく聴聞及び意見の聴取に関す ること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関するこ と。
災 害 対 策 官	警備第二課	警 視	(1) 災害警備に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関するこ と。

警 衛 警 護 官	警備第二課	警 視	(1) 警衛及び警護の企画及び指導に関する こと。 (2) その他上司の命を受けた事務に関する こと。
交 通 管 制 官	交通管制セ ンター	技術職員	(1) 交通管制の企画、調査及び管理に関する こと。 (2) その他上司の命を受けた事務に関する こと。
師 範	教 養 課	事務職員	(1) 術科教養の指導及び推進に関する こと。 (2) その他上司の命を受けた事務に関する こと。
通 信 指 令 官	通信指令室	警 部	(1) 通信指令業務に関する こと。 (2) その他上司の命を受けた事務に関する こと。
検 証 官	鑑 識 課	警 部	(1) 重要事件に係る検証活動及び現場鑑識活 動の実施及び指導に関する こと。 (2) その他上司の命を受けた事務に関する こと。
交通事故事件捜 査統括官	交通指導課	警 視	(1) 特定の交通事故事件に係る捜査の統括及び 指導に関する こと。 (2) その他上司の命を受けた事務に関する こと。

2 規則第5条に定める職のほか、次の表の職の欄に掲げる職を、組織欄に掲げる組織に置き、当該職に充てる職種及びその職務は、当該職種及び職務の欄に掲げるとおりとする。

職	組 織	職 種	職 務
特捜隊長	捜査第一課	警視の階級にある 警察官	上司の命を受け、強行犯、窃盗犯及び特 殊犯の捜査に関する事務を処理する。
暴走族対 策官	交通指導課	警視の階級にある 警察官	上司の命を受け、暴走族対策に関する事 務を処理する。
通 告 官	交通反則通 告センター	警視の階級にある 警察官	上司の命を受け、交通反則の通告及び通 知に関する事務を処理する。

(係の名称及び分掌事務)

第5条 規則第44条第1項に定める科に置く係の名称は、次のとおりとする。

- (1) 教務科 教務係
- (2) 指導科 指導係
- (3) 術科教養科 術科教養係

2 前項に定める係の分掌事務は、別に定める。

(係等の名称及び分掌事務)

第6条 規則第50条第1項に定める課及び同条第2項に定める隊に置く係及び班の名称及び分掌事務は、別表のとおりとする。

(地域課長代理)

第7条 規則第55条第1項の規定により置く係長のうち地域総務係及び地域指導係に置く係長は、地域課長代理とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

(旧訓令の廃止)

2 大分県警察の組織に関する訓令(平成4年大分県警察本部訓令第5号)は、廃止する。

(大分県警察における事務の専決に関する訓令の一部改正)

3 大分県警察における事務の専決に関する訓令(昭和46年大分県警察本部訓令第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(大分県警察における処務に関する訓令の一部改正)

4 大分県警察における処務に関する訓令(昭和46年大分県警察本部訓令第12号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(大分県警察総合企画運営委員会の設置に関する訓令の一部改正)

5 大分県警察総合企画運営委員会の設置に関する訓令(平成5年大分県警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(大分県警察における交通機動隊の運営に関する訓令の一部改正)

6 大分県警察における交通機動隊の運営に関する訓令(昭和53年大分県警察本部訓令第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成6年11月1日警察本部訓令第15号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

(大分県警察公印管理規程の一部改正)

2 大分県警察公印管理規程(平成6年大分県警察本部訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(大分県警察文書管理規程の一部改正)

3 大分県警察文書管理規程(平成6年大分県警察本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(大分県警察本部法制審議会規程の一部改正)

4 大分県警察本部法制審議会規程(平成6年大分県警察本部訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(大分県警察総合企画運営委員会の設置に関する訓令の一部改正)

- 5 大分県警察総合企画運営委員会の設置に関する訓令（平成5年大分県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大分県警察官の昇任に関する訓令の一部改正）

- 6 大分県警察官の昇任に関する訓令（平成4年大分県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大分県警察における巡査長の選考に関する訓令の一部改正）

- 7 大分県警察における巡査長の選考に関する訓令（平成5年大分県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成7年4月1日警察本部訓令甲第5号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

（大分県警察における処務に関する訓令の一部改正）

- 2 大分県警察における処務に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大分県警察における被疑者留置に関する訓令の一部改正）

- 3 大分県警察における被疑者留置に関する訓令（平成3年大分県警察本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成8年3月30日警察本部訓令甲第4号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

（大分県警察における事務の専決に関する訓令の一部改正）

- 2 大分県警察における事務の専決に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大分県警察文書管理規程の一部改正）

- 3 大分県警察文書管理規程（平成6年大分県警察本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（秘密文書管理規程の一部改正）

- 4 秘密文書管理規程（平成6年大分県警察本部訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（公印管理規程の一部改正）

- 5 公印管理規程（平成6年大分県警察本部訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程の一部改正)

- 6 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程(平成7年大分県警察本部訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(大分県警察職員勤務評定規程の一部改正)

- 7 大分県警察職員勤務評定規程(平成6年大分県警察本部訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(大分県警察職員日額旅費支給規程の一部改正)

- 8 大分県警察職員日額旅費支給規程(平成7年大分県警察本部訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(警察官及び交通巡視員の服制に関する規程の一部改正)

- 9 警察官及び交通巡視員の服制に関する規程(平成7年大分県警察本部訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(地域警察運営細則の一部改正)

- 10 地域警察運営細則(平成6年大分県警察本部訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(部門別警察官任用候補者選考要綱の制定についての一部改正)

- 11 部門別警察官任用候補者選考要綱の制定について(平成5年大例規(教養)第20号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成9年3月27日警察本部訓令甲第1号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

(大分県警察職員日額旅費支給規程の一部改正)

- 2 大分県警察職員日額旅費支給規程(平成7年大分県警察本部訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(大分県公安委員会事務決裁規程の一部改正)

- 3 大分県公安委員会事務決裁規程(平成6年訓令乙(警務)第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成10年3月26日警察本部訓令甲第4号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

(大分県警察の組織に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(平成10年大分県公安委員会規則

第2号)の施行の際現に婦人警察補導員の職にある職員は、平成10年4月1日をもって女性警察補導員に命じられたものとする。

(遺失物取扱細則の一部改正)

- 3 遺失物取扱細則(平成元年大分県警察本部訓令第29号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程の一部改正)

- 4 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程(平成7年大分県警察本部訓令第16号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正)

- 5 職員の特殊勤務手当支給規程(昭和54年大分県警察本部訓令第16号の一部を次のように改正する。)

[次のよう]略

(婦人警察補導員の勤務に関する訓令の一部改正)

- 6 婦人警察補導員の勤務に関する訓令(平成2年大分県警察本部訓令第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(大分っ子フレンドリーサポートセンターの設置及び運営要綱の一部改正)

- 7 大分っ子フレンドリーサポートセンターの設置及び運営要綱(平成7年訓令乙(生企)第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(少年警察協助力員制度運営要綱の一部改正)

- 8 少年警察協助力員制度運営要綱の実施について(昭和57年大例規(防少)第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成11年3月9日警察本部訓令第2号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成11年3月9日から施行する。

(大分県警察の組織に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(平成11年大分県公安委員会規則第3号)の施行の際現に女性警察補導員の職にある者は、平成11年3月9日をもって少年補導職員に命ぜられたものとする。

(大分県警察における事務の専決に関する訓令の一部改正)

- 3 大分県警察における事務の専決に関する訓令(昭和46年大分県警察本部訓令第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程の一部改正)

- 4 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程(平成7年大分県警察本部訓令第16号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(大分県警察文書管理規程の一部改正)

- 5 大分県警察文書管理規程(平成6年大分県警察本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成11年7月1日警察本部訓令甲第6号)

この訓令は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成12年1月25日警察本部訓令甲第1号)

この訓令は、平成12年1月25日から施行する。

附 則(平成12年5月1日警察本部訓令甲第9号)

この訓令は、平成12年5月1日から施行する。

附 則(平成12年6月30日)警察本部訓令甲第16号)

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成13年3月26日警察本部訓令甲第5号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成13年3月26日から施行する。
(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程の一部改正)
- 2 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程(平成7年大分県警察本部訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(警察官の服制に関する規程の一部改正)

- 3 警察官の服制に関する規程(平成7年大分県警察本部訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(地域警察運営細則の一部改正)

- 4 地域警察運営細則(平成6年大分県警察本部訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成14年3月6日警察本部訓令甲第4号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成14年3月6日から施行する。
(大分県警察公印管理規程の一部改正)
- 2 大分県警察公印管理規程(平成6年大分県警察本部訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(大分県警察音楽隊の設置及び運用に関する訓令の一部改正)

- 3 大分県警察音楽隊の設置及び運用に関する訓令(平成2年大分県警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(大分県警察における処務に関する訓令の一部改正)

- 4 大分県警察における処務に関する訓令(昭和46年大分県警察本部訓令第12号)の一部を

次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察総合企画運営委員会の設置に関する訓令の一部改正)

- 5 大分県警察総合企画運営委員会の設置に関する訓令（平成5年大分県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察文書管理規程の一部改正)

- 6 大分県警察文書管理規程（平成6年大分県警察本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(秘密文書管理規程の一部改正)

- 7 秘密文書管理規程（平成6年大分県警察本部訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察官の服制に関する規程の一部改正)

- 8 警察官の服制に関する規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察装備開発改善委員会設置規程の一部改正)

- 9 警察装備開発改善委員会設置規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察当直規程の一部改正)

- 10 大分県警察当直規程（平成9年大分県警察本部訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察模写電送運用規程の一部改正)

- 11 警察模写電送運用規程（昭和61年大分県警察本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(被疑者写真取扱規程の一部改正)

- 12 被疑者写真取扱規程（平成11年大分県警察本部訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察における大規模震災警備実施計画の一部改正)

- 13 大分県警察における大規模震災警備実施計画（平成7年訓令乙（備二）第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察災害警備基本計画の一部改正)

- 14 大分県警察災害警備基本計画（平成10年訓令乙（備二）第5号）の一部を次のように改

正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成14年 7 月 1 日警察本部訓令甲第19号）

この訓令は、平成14年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月11日警察本部訓令甲第 3 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成15年 3 月11日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規程は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

(1) 第 3 条第 1 項の表の情報管理課の項中「統計・資料伝送係」を「資料伝送係」に改める改正規程

(2) 第 3 条第 1 項の表の捜査第一課の項中「、犯罪統計係」を加える改正規程

（大分県地方警察職員懲戒取扱規程の一部改正）

2 大分県地方警察職員懲戒取扱規程（昭和29年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大分県警察における処務に関する訓令の一部改正）

3 大分県警察における処務に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大分県警察表彰規程の一部改正）

4 大分県警察表彰規程（平成 2 年大分県警察本部訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（警察官の昇任試験等に関する規程の一部改正）

5 警察官の昇任試験等に関する規程（平成 4 年大分県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大分県警察総合企画運営委員会の設置に関する訓令の一部改正）

6 大分県警察総合企画運営委員会の設置に関する訓令（平成 5 年大分県警察本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大分県警察における巡査長の選考に関する訓令の一部改正）

7 大分県警察における巡査長の選考に関する訓令（平成 5 年大分県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（事務吏員の昇任選考考査等に関する規程の一部改正）

8 事務吏員の昇任選考考査等に関する規程（平成 7 年大分県警察本部訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大分県警察における大規模震災警備実施計画の一部改正）

9 大分県警察における大規模震災警備実施計画（平成7年訓令乙（備二）第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大分県警察の監察に関する訓令の一部改正）

10 大分県警察の監察に関する訓令（平成14年大分県警察本部訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大分県警察職員分限取扱規程の一部改正）

11 大分県警察職員分限取扱規程（平成14年大分県警察本部訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成15年9月1日警察本部訓令甲第18号）

この訓令は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成15年12月1日警察本部訓令甲第23号）

この訓令は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日警察本部訓令甲第3号）

この訓令は、平成16年3月26日から施行する。

附 則（平成16年7月30日警察本部訓令甲第22号）

この訓令は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表のDの項の改正規定（「三重警察署」を「豊後大野警察署」に改める部分に限る。）、附則第3項の改正規定（第5条、第7条第1項第2号並びに第8条第3項第2号及び第4号の改正規定に限る。）及び附則第6項の改正規定（別表第1中「高田警察署」を「豊

後高田警察署」に、

三重警察署	三
-------	---

を

豊後大野警察署	野
---------	---

に改める部

分に限る。） 平成17年3月31日

- (2) 別表のFの項の改正規定（「、津久見警察署及び佐賀関警察署」を「及び津久見警察署」に改める部分に限る。）、附則第3項の改正規定（第7条第1項第6号を削る部分及び第8条第3項第6号を削る部分に限る。）、附則第4項の改正規定及び附則第6項の改正規定（別表第1中佐賀関警察署の項を削る部分に限る。） 平成17年4月1日

- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 公布の日

（鑑識技能検定に関する訓令実施規程の一部改正）

2 鑑識技能検定に関する訓令実施規程（昭和42年大分県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 大分県警察職員安全衛生管理に関する訓令（昭和60年大分県警察本部訓令第25号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
（遺失物取扱細則の一部改正）
- 4 遺失物取扱細則（平成元年大分県警察本部訓令第29号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
（大分県警察総合企画運営委員会の設置に関する訓令の一部改正）
- 5 大分県警察総合企画運営委員会の設置に関する訓令（平成5年大分県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
（大分県警察文書管理規程の一部改正）
- 6 大分県警察文書管理規程（平成6年大分県警察本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
（大分県警察本部法制審議会規程の一部改正）
- 7 大分県警察本部法制審議会規程（平成6年大分県警察本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
（情報処理能力検定に関する訓令実施規程の一部改正）
- 8 情報処理能力検定に関する訓令実施規程（平成6年大分県警察本部訓令甲第14号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
（警察官の服制に関する規程の一部改正）
- 9 警察官の服制に関する規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
（警察術科技能検定に関する規程の一部改正）
- 10 警察術科技能検定に関する規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
（警察装備開発改善委員会設置規程の一部改正）
- 11 警察装備開発改善委員会設置規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第24号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
（警察車両運転技能検定等に関する訓令の一部改正）
- 12 警察車両運転技能検定等に関する訓令（平成13年大分県警察本部訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
（術科訓練等に関する規程の一部改正）
- 13 術科訓練等に関する規程（平成13年大分県警察本部訓令甲第20号）の一部を次のように

改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察被疑者留置規程の一部改正)

- 14 大分県警察被疑者留置規程（平成15年大分県警察本部訓令甲第26号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察会計監査規程の一部改正)

- 15 大分県警察会計監査規程（平成16年大分県警察本部訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成17年7月1日警察本部訓令甲第18号）

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成17年9月26日警察本部訓令甲第22号）

この訓令は、平成17年9月26日から施行する。

附 則（平成18年3月24日警察本部訓令甲第5号）

- 1 この訓令は、平成18年3月24日から施行する。ただし、別表の2の総務関係の項の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 大分県警察の監察に関する訓令（平成14年大分県警察本部訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 警察官の服制に関する規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 大分県警察における管区機動隊の編成等に関する規程（平成9年大分県警察本部訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成18年3月31日警察本部訓令甲第12号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月9日警察本部訓令第8号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年3月9日から施行する。

（大分県地方警察職員懲戒取扱規程の一部改正）

- 2 大分県地方警察職員懲戒取扱規程（昭和29年大分県警察本部訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部改正）

- 3 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程（昭和30年大分県警察本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大分県警察職員の職務執行に伴う被害補償に関する訓令の一部改正）

4 大分県警察職員の職務執行に伴う被害補償に関する訓令（昭和37年大分県警察本部訓令甲第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（鑑識技能検定に関する訓令実施規程の一部改正）

5 鑑識技能検定に関する訓令実施規程（昭和42年大分県警察本部訓令甲第16号）の一部を次のとおり改正する。

〔次のよう〕略

（大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令の一部改正）

6 大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令甲第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大分県警察における処務に関する訓令の一部改正）

7 大分県警察における処務に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（警察官の昇任試験等に関する規程の一部改正）

8 警察官の昇任試験等に関する規程（平成4年大分県警察本部訓令甲第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大分県警察公印管理規程の一部改正）

9 大分県警察公印管理規程（平成6年大分県警察本部訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（警察官の制服に関する規程の一部改正）

10 警察官の制服に関する規程（平成7年大分県警察本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（大分県警察本部長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正）

11 大分県警察本部長の権限に属する事務の一部を委任する規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（車両管理規程の一部改正）

12 車両管理規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第25号）の一部を次のとおり改正する。

〔次のよう〕略

（訓戒等に関する規程の一部改正）

13 訓戒等に関する規程（平成8年大分県警察本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（警察教養規程の一部改正）

14 警察教養規程（平成13年大分県警察本部訓令甲第12号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

(術科訓練等に関する規程の一部改正)

- 15 術科訓練等に関する規程（平成13年大分県警察本部訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

長及び室長」に改める。

(大分県警察職員分限取扱規程の一部改正)

- 16 大分県警察職員分限取扱規程（平成14年大分県警察本部訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察希望降任取扱規程の一部改正)

- 17 大分県警察希望降任取扱規程（平成17年大分県警察本部訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成19年3月30日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月1日警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年12月28日警察本部訓令第35号）抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年12月28日から施行する。

附 則（平成20年3月25日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成20年3月25日から施行する。

附 則（平成20年10月31日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成20年10月31日から施行する。

附 則（平成21年3月25日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成21年3月25日から施行する。

附 則（平成22年3月24日警察本部訓令第3号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年3月24日から施行する。

(大分県警察公印管理規程の一部改正)

- 2 大分県警察公印管理規程（平成6年大分県警察本部訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察電子署名規程の一部改正)

- 3 大分県警察電子署名規程（平成20年大分県警察本部訓令第22号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部改正)

- 4 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程（昭和30年大分県警察本

部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察公文書公開事務取扱規程の一部改正)

- 5 大分県警察公文書公開事務取扱規程(平成14年大分県警察本部訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察が保有する個人情報の開示等に関する事務取扱規程の一部改正)

- 6 大分県警察が保有する個人情報の開示等に関する事務取扱規程(平成18年大分県警察本部訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察会計監査規程の一部改正)

- 7 大分県警察会計監査規程(平成16年大分県警察本部訓令甲第19号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令の一部改正)

- 8 大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令(昭和43年大分県警察本部訓令第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察における処務に関する訓令の一部改正)

- 9 大分県警察における処務に関する訓令(昭和46年大分県警察本部訓令第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察官の昇任試験等に関する規程の一部改正)

- 10 警察官の昇任試験等に関する規程(平成4年大分県警察本部訓令第14号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察本部法制審議会規程の一部改正)

- 11 大分県警察本部法制審議会規程(平成6年大分県警察本部訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察報発行規程の一部改正)

- 12 大分県警察報発行規程(平成6年大分県警察本部訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察官の服制に関する規程の一部改正)

- 13 警察官の服制に関する規程(平成7年大分県警察本部訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察本部長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正)

- 14 大分県警察本部長の権限に属する事務の一部を委任する規程(平成7年大分県警察本部

訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察術科技能検定に関する規程の一部改正)

15 警察術科技能検定に関する規程(平成7年大分県警察本部訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察車両管理規程の一部改正)

16 警察車両管理規程(平成7年大分県警察本部訓令甲第25号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(技能指導官に関する要綱実施規程の一部改正)

17 技能指導官に関する要綱実施規程(平成7年訓令乙(教養)第8号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察教養規程の一部改正)

18 警察教養規程(平成13年大分県警察本部訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察車両技能検定等に関する訓令の一部改正)

19 警察車両技能検定等に関する訓令(平成13年大分県警察本部訓令甲第19号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(術科訓練等に関する規程の一部改正)

20 術科訓練等に関する規程(平成13年大分県警察本部長訓令甲第20号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察職員分限取扱規程の一部改正)

21 大分県警察職員分限取扱規程(平成14年大分県警察本部訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察希望降任取扱規程の一部改正)

22 大分県警察希望降任取扱規程(平成17年大分県警察本部訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察学校教養実施規程の一部改正)

23 大分県警察学校教養実施規程(平成17年大分県警察本部訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察事務決裁規程の一部改正)

24 大分県警察事務決裁規程(平成21年大分県警察本部訓令第19号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県地方警察職員懲戒取扱規程の一部改正)

- 25 大分県地方警察職員懲戒取扱規程(昭和29年大分県警察本部訓令第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察職員の職務執行に伴う被害補償に関する訓令の一部改正)

- 26 大分県警察職員の職務執行に伴う被害補償に関する訓令(昭和37年大分県警察訓令第28号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(訓戒等に関する規程の一部改正)

- 27 訓戒等に関する規程(平成8年大分県警察本部訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(情報処理能力検定に関する訓令実施規程の一部改正)

- 28 情報処理能力検定に関する訓令実施規程(平成6年大分県警察本部訓令甲第14号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察通信指令技能検定に関する規程の一部改正)

- 29 警察通信指令技能検定に関する規程(平成22年大分県警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(鑑識技能検定に関する訓令実施規程の一部改正)

- 30 鑑識技能検定に関する訓令実施規程(昭和42年大分県警察本部訓令第16号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成23年3月14日警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成23年3月14日から施行する。ただし、別表の2の生活安全関係の項、刑事関係の項及び交通関係の項の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日警察本部訓令第3号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成24年3月28日から施行する。ただし、別表の改正規定並びに附則第7項、第23項、第24項、第28項及び第33項の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

(警察模写電送運用規程の廃止)

- 2 警察模写電送運用規程(昭和61年大分県警察本部訓令第9号)は、廃止する。

(大分県警察電子署名規程の一部改正)

- 3 大分県警察電子署名規程(平成20年大分県警察本部訓令第22号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部改正)

- 4 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程(昭和30年大分県警察本

部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察公文書公開事務取扱規程の一部改正)

- 5 大分県警察公文書公開事務取扱規程(平成14年大分県警察本部訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察が保有する個人情報の開示等に関する事務取扱規程の一部改正)

- 6 大分県警察が保有する個人情報の開示等に関する事務取扱規程(平成18年大分県警察本部訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令の一部改正)

- 7 大分県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令(平成19年大分県警察本部訓令第34号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令の一部改正)

- 8 大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令(昭和43年大分県警察本部訓令第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察における処務に関する訓令の一部改正)

- 9 大分県警察における処務に関する訓令(昭和46年大分県警察本部訓令第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察官の昇任試験等に関する規程の一部改正)

- 10 警察官の昇任試験等に関する規程(平成4年大分県警察本部訓令第14号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察本部法制審議会規程の一部改正)

- 11 大分県警察本部法制審議会規程(平成6年大分県警察本部訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察報発行規程の一部改正)

- 12 大分県警察報発行規程(平成6年大分県警察本部訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察官の服制に関する規程の一部改正)

- 13 警察官の服制に関する規程(平成7年大分県警察本部訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察本部長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正)

- 14 大分県警察本部長の権限に属する事務の一部を委任する規程(平成7年大分県警察本部

訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察装備開発改善委員会設置規程の一部改正)

- 15 警察装備開発改善委員会設置規程(平成7年大分県警察本部訓令甲第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察車両管理規程の一部改正)

- 16 警察車両管理規程(平成7年大分県警察本部訓令甲第25号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察職員分限取扱規程の一部改正)

- 17 大分県警察職員分限取扱規程(平成14年大分県警察本部訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察希望降任取扱規程の一部改正)

- 18 大分県警察希望降任取扱規程(平成17年大分県警察本部訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察事務決裁規程の一部改正)

- 19 大分県警察事務決裁規程(平成21年大分県警察本部訓令第19号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(技能指導官に関する要綱実施規程の一部改正)

- 20 技能指導官に関する要綱実施規程(平成7年訓令乙(教養)第8号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察教養規程の一部改正)

- 21 警察教養規程(平成13年大分県警察本部訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(術科訓練等に関する規程の一部改正)

- 22 術科訓練等に関する規程(平成13年大分県警察本部訓令甲第20号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察職員住宅の管理に関する訓令の一部改正)

- 23 大分県警察職員住宅の管理に関する訓令(昭和39年大分県警察本部訓令第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察職員安全衛生管理に関する訓令の一部改正)

- 24 大分県警察職員安全衛生管理に関する訓令(昭和60年大分県警察本部訓令第25号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県地方警察職員懲戒取扱規程の一部改正)

- 25 大分県地方警察職員懲戒取扱規程(昭和29年大分県警察本部訓令第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察職員の職務執行に伴う被害補償に関する訓令の一部改正)

- 26 大分県警察職員の職務執行に伴う被害補償に関する訓令(昭和37年大分県警察訓令第28号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(訓戒等に関する規程の一部改正)

- 27 訓戒等に関する規程(平成8年大分県警察本部訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察における被留置者の留置に関する訓令の一部改正)

- 28 大分県警察における被留置者の留置に関する訓令(平成19年大分県警察本部訓令第29号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察無線通話規程の一部改正)

- 29 警察無線通話規程(昭和41年大分県警察本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察通信指令に関する規程の一部改正)

- 30 警察通信指令に関する規程(平成2年大分県警察本部訓令第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(警察通信指令技能検定に関する規程の一部改正)

- 31 警察通信指令技能検定に関する規程(平成22年大分県警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(鑑識技能検定に関する訓令実施規程の一部改正)

- 32 鑑識技能検定に関する訓令実施規程(昭和42年大分県警察本部訓令第16号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分県警察における交通機動隊の運用に関する訓令の一部改正)

- 33 大分県警察における交通機動隊の運用に関する訓令(平成19年大分県警察本部訓令第31号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成25年3月26日警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成25年3月26日から施行する。

附 則(平成26年3月27日警察本部訓令第3号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年3月27日から施行する。

(大分県警察会計監査規程の一部改正)

2 大分県警察会計監査規程（平成16年大分県警察本部訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年3月2日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成27年3月2日から施行する。

附 則（平成28年3月22日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成28年3月22日から施行する。

別表（第6条関係）

警察署の課及び隊に置く係等の名称及び分掌事務

区 分	警 察 署 の 区 分
A	大分中央警察署
B	別府警察署
C	大分東警察署、杵築日出警察署、宇佐警察署、中津警察署、日田警察署及び佐伯警察署
D	大分南警察署、豊後高田警察署及び臼杵津久見警察署
E	国東警察署、玖珠警察署、竹田警察署及び豊後大野警察署

1 規則第50条第1項に定める課に置く係及び班の名称

課の名称	係 及 び 班 の 名 称	警 察 署 の 区 分				
		A	B	C	D	E
総 務 課	総務係、犯罪被害者支援係、警察安全相談係	○	○	○	○	
	総務係、犯罪被害者支援係、警察安全相談係、会計係					○
会 計 課	会計係	○	○	○	○	
留 置 管 理 課	留置管理係	○	○	○		
生 活 安 全 課	生活安全係、ストーカー・DV対策係、保安営業係、事件係、少年係	○				
	生活安全係、保安営業係、事件係、少年係		○			
	生活安全係、保安営業			○	○	○
地 域 課	地域総務係、地域指導係、自動車警ら班、地域係（交番）	○				
	地域総務係、自動車警ら班、地域係（交番、駐在所、地域警ら）		○	○	○	○
刑 事 第 一 課	強行犯係、盗犯係、鑑識係、記録係	○	○			
刑 事 第 二 課	知能犯係、告訴告発係、組織犯罪対策係	○	○			
刑 事 課	強行・盗犯係、知能・組織犯罪対策係、鑑識係、記録係			○	○ （豊後高田警察署を除く。）	○ （豊後大野警察署に限る。）
	刑事係、鑑識係、記録係				○ （豊後高田警察署	○ （豊後大野警察署

					に限る。)	を除く。)
交通第一課	交通安全教育係、指導取締係、暴走族対策係、規制係、免許係、記録係	○				
交通第二課	事故捜査係	○				
交通課	交通安全教育係、指導取締係、暴走族対策係、規制係、事故捜査係、免許係、記録係		○			
	交通安全教育係、指導取締係、規制係、事故捜査係、免許係			○	○ (豊後高田警察署を除く。)	○ (豊後大野警察署に限る。)
	交通係				○ (豊後高田警察署を限る。)	○ (豊後大野警察署を除く。)
警備課	警備係	○	○	○	○	○

2 規則第50条第1項に定める課の分掌事務

分 掌 事 務		警察署の区分				
		A	B	C	D	E
総務関係係	1 公印の管守に関する事。 2 警察署協議会に関する事。 3 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事。 4 広報及び広聴に関する事。 5 警察安全相談（他の課の所掌に係るものを除く。）に関する事。 6 公文書類の接受及び発送に関する事。 7 情報の公開に関する事。 8 個人情報の保護に関する事。 9 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。 10 犯罪の被害者に対する支援（以下「犯罪被害者支援」という。）の企画、調整及び実施に関する事。 11 犯罪被害者等給付金に関する事。 12 警察署運営の企画及び調整に関する事。 13 所属職員の勤務管理に関する事。 14 所属職員の服務に関する事。 15 事務能率の増進に関する事。 16 警察証明に関する事。	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課

	<p>17 警察署の公示・令達文書の制定及び改廃事務の総括に関する こと。</p> <p>18 文書事務の指導及び企画に関すること。</p> <p>19 所属職員の人事に関すること。</p> <p>20 所属職員の昇任試験等に関すること。</p> <p>21 警察職員の募集に関すること。</p> <p>22 所属職員の公務災害補償に関すること。</p> <p>23 警察装備に関すること。</p> <p>24 拳銃の管理に関すること。</p> <p>25 警察官の服制に関すること。</p> <p>26 警察電話に関すること。</p> <p>27 警察車両に関すること。</p> <p>28 職場における警察教養の企画及び実施に関すること。</p> <p>29 警察学校等における警察教養の実施に関すること。</p> <p>30 警察術科に係る企画及び実施並びに術科資器材の管理に関する こと。</p> <p>31 所属職員に対する安全運転教養及び訓練並びに警察車両運転に 係る検定に関すること。</p> <p>32 機関誌の事務に関すること。</p> <p>33 所属職員に対する教養資料の提供に関すること。</p> <p>34 所属職員の保健及び元気回復に関すること。</p> <p>35 職員住宅の管理に関すること。</p> <p>36 所属職員の生活相談に関すること。</p> <p>37 警察共済組合に関すること。</p> <p>38 警察職員互助会に関すること。</p> <p>39 所属職員の安全衛生に関すること。</p> <p>40 その他所属職員の福利厚生に関すること。</p> <p>41 所属職員の善行の賞揚及び非行の訓戒に関すること。</p> <p>42 部外者の善行表彰に関すること。</p> <p>43 電子計算組織の運用及び管理に関すること。</p> <p>44 その他他の課の所掌に属しないこと。</p>				
会 計 関 係	<p>1 予算、決算及び会計に関すること。</p> <p>2 財産及び物品の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>3 庁舎及び職員宿舎に関すること。</p> <p>4 遺失物法（平成18年法律第73号）の施行に関すること。</p> <p>5 所属職員の給与及び退職手当に関すること。</p> <p>6 所属職員に係る児童手当及び特例給付に関すること。</p> <p>7 職員住宅の整備に関すること。</p>	会 計 課	会 計 課	会 計 課	会 計 課
留 置	<p>1 被留置者の処遇に関すること。</p> <p>2 被留置者の護送に関すること。</p>	留 置	留 置	留 置	総 務

管 理 関 係	3 留置施設及びその備品の保守点検に関すること。 4 留置管理業務の教養に関すること。 5 看守及び護送勤務に関すること。 6 その他留置管理業務に関すること。	管 理 課	管 理 課	管 理 課	課
生 活 安 全 関 係	1 生活安全警察の運営に関する企画及び調整に関すること。 2 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する こと。 3 犯罪の予防に関すること。 4 大分県安全・安心まちづくり条例（平成16年大分県条例第15号） の施行に関すること。 5 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65 号）の施行に関すること。 6 酩酊者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保 護に関すること。 7 大分県迷惑行為防止条例（昭和40年大分県条例第47号）の施行 に関すること。 8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年 法律第122号）の施行に関すること。 9 風俗関係事犯、売春関係事犯及び外国人労働者に係る雇用関係 事犯に関する行政施策に関すること。 10 古物営業法（昭和24年法律第108号）、質屋営業法（昭和25年法 律第158号）、警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業 務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関する こと。 11 公営競技に関すること。 12 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び火薬類取 締法（昭和25年法律第149号）の施行に関すること（他の課の所掌 に属するものを除く。）。 13 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号） の施行に関すること。 14 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成1 3年法律第31号）の施行に関すること。 15 少年非行の防止に関する企画及び調査に関すること。 16 少年に係る事件の捜査及び調査に関すること。 17 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。 18 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。 19 少年の補導及び少年相談に関すること。 20 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の 保護に関すること。 21 青少年の健全な育成に関する条例（昭和41年大分県条例第40号）	生 活 安 全 課	生 活 安 全 課	生 活 安 全 課	生 活 安 全 課

	<p>の施行に関する事務で公安委員会の所掌に属するものに関する こと。</p> <p>22 少年指導委員に関すること。</p> <p>23 環境関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>24 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（他の課の所掌に属 するものを除く。）。</p> <p>25 特許権、商標権等の工業所有権及び著作権を侵害する事犯その 他無体財産権関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>26 経済関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>27 風俗関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>28 売春関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>29 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>30 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活 の安全と平穩に関すること。</p> <p>31 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。</p> <p>32 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の 規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関すること。</p> <p>33 他の課の所掌に属しない法令違反の取締りに関すること。</p> <p>34 犯罪被害者支援（他の課の所掌に係るものを除く。）に関する こと。</p> <p>35 その他生活安全警察に関すること。</p>					
地 域 関 係	<p>1 管内実態把握活動に関すること。</p> <p>2 身近な犯罪の予防検挙活動に関すること。</p> <p>3 情報発信活動に関すること。</p> <p>4 雑踏警備に関すること。</p> <p>5 水難・山岳遭難その他の事故における人命救助及びこれらの事 故防止に関すること。</p> <p>6 警ら用無線自動車による警らに関すること。</p> <p>7 犯罪の被害者への訪問連絡活動に関すること。</p> <p>8 空港施設における警ら、警戒警備及び雑踏警備に関すること（国 東警察署に限る。）。</p> <p>9 空港における航空機事故等の人命救助及び初動措置に関するこ と（国東警察署に限る。）。</p> <p>10 警察署通信機械室の運用及び無線機・通信機器の運用管理に関 すること。</p> <p>11 110番通報その他緊急通報の受理に関すること。</p> <p>12 指令、急訴等に基づく事件及び事故の初動措置に関すること。</p> <p>13 緊急配備に関すること。</p> <p>14 その他地域警察に関すること。</p>	地 域 課	地 域 課	地 域 課	地 域 課	地 域 課
刑	<p>1 刑事警察の運営に関する企画及び調整に関すること。</p>	刑	刑	刑	刑	刑

事 関 係	2	手配及び共助に関すること。	事 第 一 課	事 第 一 課	事 課	事 課	事 課
	3	殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関すること。					
	4	暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関すること。					
	5	窃盗犯の捜査に関すること。					
	6	人質犯罪、誘拐犯罪その他の特殊犯罪の捜査に関すること。					
	7	サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）に規定する犯罪の捜査に関すること。					
	8	他の課の所掌に属しない刑法犯の捜査に関すること。					
	9	手口捜査に関すること。					
	10	検視に関すること。					
	11	移動警察に関すること。					
	12	犯罪被害者支援（他の課の所掌に係るものを除く。）に関する こと。					
	13	犯罪鑑識に関すること。					
	14	その他刑事警察に関すること。					
	15	偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に 関すること。					
	16	証券取引関係犯罪、金融関係犯罪及び企業関係犯罪の捜査に関 すること。					
	17	公職の選挙、国民投票その他の投票及び住民の直接請求に係る 犯罪の捜査に関すること。					
	18	政治資金に係る犯罪の捜査に関すること。					
	19	組織犯罪に係る資料及び情報の収集、分析及び管理に関するこ と（他の課の所掌に属するものを除く。）。					
	20	暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。					
	21	暴力団の排除活動に関すること。					
	22	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法 律第77号）の施行に関すること。					
	23	大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）の施行に 関すること。					
	24	麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。					
	25	拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。					
	26	組織犯罪の取締りに関すること（他の課の所掌に属するものを 除く。）。					
	27	国際犯罪捜査に関すること。					
	28	犯罪被害者支援（知能的犯罪及び暴力団犯罪に係るものに限 る。）に関すること（大分中央警察署及び別府警察署に限る。）。					
	交 通 関	1	交通警察の運営に関する企画及び調整に関すること。	交 通 第 一 課	交 通 第 一 課	交 通 課	交 通 課
2		交通事故防止対策に関すること。					
3		交通安全教育及び交通安全運動に関すること。					

係	4	管内における交通事故の分析に関すること。	一課						
	5	道路交通法の施行に関する事務で安全運転管理者等、地域交通安全活動推進委員及び緊急自動車に関すること。							
	6	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関すること。							
	7	道路交通関係法令の規定の違反取締りに関すること。							
	8	交通反則行為の処理に関すること。							
	9	暴走族対策に関すること。							
	10	道路交通関係法令の規定による道路の交通の規制に関すること。							
	11	信号機、道路標識・標示その他交通安全施設の設置及び管理に関すること。							
	12	乗車、積載及びけん引の許可並びに道路使用の許可に関すること。							
	13	通行及び駐車 of 許可、通行禁止並びに駐車禁止適用除外指定車標章の作成及び交付に関すること。							
	14	自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の施行に関すること。							
	15	交通規制に係る協議及び意見の聴取に関すること。							
	16	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の施行に関する事務で緊急通行車両の確認に関すること。							
	17	運転免許に関すること。							
	18	運転免許試験に関すること。							
	19	運転免許に係る講習に関すること。							
	20	運転免許の取消し、停止等に関すること。							
	21	自動車教習所に関すること。							
	22	その他交通警察に関すること。							
	23	交通事故事件の捜査及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。		交通第二課					
	24	運転免許の取消し、停止等に関すること（大分中央警察署に限る。）。							
	25	犯罪被害者支援（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。							
	警備関係	1		警備警察の運営に関する企画及び調整に関すること。	警備課	警備課	警備課	警備課	警備課
		2		警備活動に係る指導及び教養に関すること。					
		3		警備情報の収集及び分析に関すること。					
4		警備資料に関すること。							
5		拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成4年大分県条例第48号）の施行に関すること。							
6		警備犯罪の取締りに関すること。							

7	治安警備実施に関する事。				
8	災害警備に関する事。				
9	緊急事態に対処するための計画及びその実施に関する事。				
10	警衛に関する事。				
11	警護に関する事。				
12	治安警備実施、警衛及び警護に伴う犯罪の捜査に関する事。				
13	犯罪被害者支援（他の課の所掌に係るものを除く。）に関する事。				
14	その他警備警察に関する事。				

3 規則第50条第2項に定める隊に置く係の名称及び分掌事務

隊の名称	係の名称	分 掌 事 務
直轄隊	直轄係	1 特命事項に関する事。 2 管区機動隊としての訓練、出動及び入校に関する事。 3 管区機動隊としての指導教養に関する事。